



第44回はまなす国体における本県選手団

このような目的のもとに開催される国体は、開催県のありのままの姿を全国の人びとに見ていただく絶好の機会でもあるが、これらの人びとを迎えるにふさわしい環境と温かい心づかい、また、国体という大事業を成し遂げていく過程で培われる連帯感と協調の精神、さらに大事業を成し遂げたという誇りと自信などは、何ものにもかえがたい県民の貴重な財産となり、次の時代への地域づくり、ふるさとづくりに役立っていくものと期待される。

◆主催と運営

◎主催

(財) 日本体育協会、文部省及び開催地都道府県、種目別競技会につ

いては競技団体と会場地市町村も含める。

◎運営

開催地都道府県実行委員会、会場地市町村実行委員会が運営に当たりますが、競技についての直接の運営は日本体育協会加盟の各競技団体が行う。

◆会期

冬季大会……一月～二月中の五日間
 夏季大会……九月中の五日間以内
 秋季大会……十月中の六日間以内

◆開催地都道府県

第十九回国体以降の開催地都道府県は資料1～3のとおりである。

◆実施競技(第五十回国体)

実施競技は資料1～2のとおりである。

◆表彰

天皇杯(男女総合成績第一位の都道府県に授与)
 皇后杯(女子総合成績第一位の都道府県に授与)

天皇杯及び皇后杯は秋季大会閉会式に授与され、次回冬季大会最初の競技会開会式において返還される。

二、二巡目以降の国体

(財) 日本体育協会が定めた基本方

資料2 正式競技総合成績算出方法

競技得点

1. 種目などに次の競技得点を与える競技

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点
カヌー、ボウリング、陸上競技、ウェイトリフティング、 自転車、馬術、ライフル射撃、空手道など 11競技							

2. 種別などに次の競技得点を与える競技

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
サッカー、テニス、軟式野球、軟式庭球、フェンシング 銃剣道、バレーボール、ハンドボール、剣道など 23競技							

3. 上記2通りを併用する競技

水泳、漕艇、ヨット、体操、スケート	5 競技
-------------------	------

参加得点 10点

大会(ブロック大会を含む)に参加した都道府県に10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら本大会に参加しなかった場合は、与えない。

競技得点 + 参加得点 = 総合得点

針のなかの「二巡目以降の国体のあり方」によれば、

○毎年、都道府県持ち回りで開催する。
 ○都道府県対抗とし、冬季・夏季・秋季の三季に分けて実施する。

従来の方式を基本的には踏襲するが開催二巡目となった第四十三回の京都国体から次のような改善が加えられた。

1 成年二部を設置
 広く国民各層を対象とした国体を目指すため、成年二部を設置する。種目

によっては選手としての参加は一回限りとするなど、競技種目ごとに参加制限が定められている。(平成元年度は、馬術・剣道・ボウリング・相撲

など二十一競技を実施)。

2 新得点法の採用

正式競技の総合成績算出方法は資料2のとおりである。

3 中学生の参加
 競技力向上の観点から、試行として、陸上競技・水泳(競泳)・体操(競技)・スケート(フィギュア)の四競技(種目)に限り少年の部へ中学三年生の参加を認める。

「はまなす国体」には本県から陸上競技に五名、水泳に三名、スケートに一名が参加

4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事の実施

開催地都道府県から希望のある場合は、当該都道府県の範囲内においてデモンストレーションとしてのスポーツ

行事を加えることができる。